



許可番号 名高機第2150号

高度管理医療機器等 販売業 貸与業 許可証

氏名 株式会社協栄メディカルサービス

営業所の名称 株式会社協栄メディカルサービス 名古屋営業所

営業所の所在地 愛知県名古屋市名東区一社二丁目30番地
東名グランドビル501号室

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に
関する法律第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の
販売業 貸与業 の許可を受けた者であることを証明する。

令和5年8月1日

名古屋市長 河村 たかし



有効期間 令和 5年 8月10日 から

令和11年 8月 9日 まで



高度管理医療機器等販売業貸与業許可通知書

住所 兵庫県川西市小戸二丁目2番22号

氏名 株式会社協栄メディカルサービス
代表取締役 丸橋 哲也 様

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定により別添の高度管理医療機器等販売業貸与業許可証のとおり許可しましたので通知します。

令和5年8月1日

名古屋市長

河村 たかし



- 教示1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に名古屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。